

一般社団法人チームともだち定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人チームともだち（英文名 TEAM TOMODACHI General Incorporated Association）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県吉川市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、雇用等の促進及びその機会の創出のためのサポートを行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用等の機会の創出サポート事業
- (2) 仕事創りのサポート事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、入会金及び会費は、退社する場合であっても、これを返還しない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散したとき

- (4) 総社員の同意があったとき
- (5) 除名されたとき

(退社)

第8条 社員は、あらかじめ当法人所定の退会届を提出することにより、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集は、社員に対して会日の3日前までに通知を発する。なお、社員の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1超を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名捺印する。

第4章 役員

(員数)

第15条 当法人に理事3名以上を置く。

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係にある者である理事の合計数は、当法人の理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終ものに関する定時社員総会の締結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了により退任した後においても、第15条に定める員数に欠けることとなる場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選任及び職務権限)

第18条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

第5章 計算

(事業年度)

第19条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金)

第20条 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第6章 解散

(解散)

第21条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第22条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ

る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年8月31日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第24条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は次のとおりである。

設立時理事	登内 芳也
設立時理事	渡邊 智恵子
設立時理事	羽廣 保志
設立時代表理事	登内 芳也

(設立時社員の氏名及び住所)

第25条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県吉川市大字吉川1468番地2
登内 芳也
東京都新宿区信濃町18番地
渡邊 智恵子
群馬県太田市山之神町559番地3
羽廣 保志

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めない事項はすべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上一般社団法人チームともだちを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名捺印する。

平成23年9月22日

設立時社員 登内 芳也

設立時社員 渡邊 智恵子

設立時社員 羽廣 保志